平成２９年（フ）第４５４号
大阪府和泉市寺田町２丁目９番33号
債務者　中尾　良子
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４７１号
大阪府和泉市池田下町173番地の１―201
債務者　山冨　賀代
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４７６号
大阪府和泉市伯太町官有地
債務者　稲垣　雄介
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４７９号
大阪府泉大津市東雲町11番23―103号
債務者　山口　智久
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４８０号
大阪府泉大津市汐見町35番地の２汐見町市営住宅３―304号
債務者　久保田　寛
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４８５号
大阪府泉佐野市日根野2867番地
債務者　川崎　　治
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１７７０号
札幌市北区北27条西13丁目６番10―201号
債務者　清野　一美（旧姓小沼）
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８０９号
札幌市東区北11条東８丁目１番３―824号
債務者　小戸田千佳（旧姓熊谷）
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８３０号
札幌市白石区菊水９条１丁目５番８―403号
債務者　米原　佳美（旧姓大宅）
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８６７号
札幌市豊平区旭町５丁目２番１―603号
債務者　三浦　　敦
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８７３号
札幌市北区新琴似７条５丁目４番18号　新生マンション８号
債務者　三戸　元一
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８８２号
札幌市東区北27条東９丁目３番16―102号
債務者　百々　智裕
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９０６号
北海道江別市若草町12番地の１
債務者　高橋　光弘
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９１２号
北海道恵庭市福住町３丁目５番10　（本田ヴィレッジＦ103号）
債務者　佐藤　春菜（旧姓栗原）
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９１７号
札幌市中央区南27条西11丁目１番25―304号
債務者　田上　将人
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９３１号
札幌市白石区東札幌３条５丁目２番30号　アクアⅠ―103号
債務者　飯田　敏夫
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９４２号
札幌市中央区南８条西１丁目13番地　パレスマンション73―302号
債務者　佐藤　直子
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７６号
釧路市喜多町８番21号
債務者　岩坂　郁子（旧姓道念）
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
釧路地方裁判所